

自動車小売業における動作の反動無理な動作災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	12~13	工場内の洗車場で、点検整備車両の車内を掃除し、前かがみの姿勢から起き上がる時、腰を痛めた。	34~29	10
4	17~18	工場内で車の整備中、車にナンバーを取り付ける際に、部品をジャッキの上に載せようとして持ち上げようとして体勢をくずし、右足首を捻挫した。	28~9	1
4	14~15	構内で車の清掃作業中に運転席側のマットをめくり、フロアの右隅を右手首を曲げて掃除機をかけていた時に、手首をひねった感じになり、ぎくつとなった。痛みを感じていたが、段々と痛みがひどくなり、車のキーを普通に回すことができないほどになった。	48~29	10
6	16~17	タイヤ整理時に、タイヤを持とうとしたところ、右肩より「グキ」と音がして、その後、力が入らなくなった。	57~9	1
6	10~11	会社の工場でバケツを両手に持ち歩行していたところ、急性腰痛症が発症した。	20~29	10
7	21~22	駐車場でローダーにのせた車をおろそうとローダーの後ろにあるアオリ（囲い）をおろしアオリに足をかけた時、右足の筋を伸ばしてしまった。検査をしたところ靭帯に損傷があると診断された。	35~49	30
		整備工場内のタイヤチェンジャーを使い、ホイールからタイヤを外す作業におい		1

7	11~12	て、劣化の激しいタイヤが硬く、ドートブレーカーの力がうまく伝わらずにホイールが逃げてしまうので、やむなく右膝をタイヤホイールに押しつけて外す作業を複数回行い、右膝を傷めた。	38	~ 9
9	18~ 19	乗用車の12ヶ月点検を行うため、車体を上げようとリフトのアームをジャッキアップポイントに載せようとした際、車高が低くアームが入らなかったため、車のフェンダー部分を持ち上げてアームを入れようとした際、想像以上に車が重かったため、腰に負担がかかり、腰を痛めたものである。	45	30 ~ 49
11	13~ 14	構内お客様駐車スペースでお客様の軽乗用車の後部荷物スペースに軽乗用車用タイヤ（ホイール付・15kg前後のもの）を積み込んだ時に、腰に強い痛みを生じた。その時は、痛みはあったものの作業を中止しなければならない程とは思わなかったため、上司には報告せず作業を続け退社後、医療機関を受診した。	43	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html